

公調委平成27年（フ）第1号福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

処分庁が申請人に対して平成27年10月9日付けでした岩石採取計画不認可処分（27工第1535号）を取り消す。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

主文同旨

2 処分庁

申請人の本件裁定申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人が採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）33条に基づいて行った岩石採取計画認可申請に対し、処分庁が不認可処分をしたことについて、申請人が、当該不認可処分は違法であると主張して、その取消しを求めている事案である。

1 岩石採取計画の認可に関する法令の規定

岩石採取計画の認可について、法令は次のように定めている。

(1) 法

33条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（括弧内省略）の認可を受けなければならない。

33条の2 前条の採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない

い。

- 一 岩石採取場の区域
- 二 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間
- 三 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項
- 四 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

33条の3 第33条の認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録の年月日及び登録番号
- 三 採取計画

2 前項の申請書には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

33条の4 都道府県知事は、第33条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

(2) 採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号。以下「省令」という。）

8条の15 法第33条の3第1項の規定により法第33条の認可の申請をしようとする者は、様式第十五による申請書を都道府県知事（括弧内省略）に提出しなければならない。（様式第十五省

略)

2 法第33条の3第2項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。(一号ないし七号、九号ないし十一号省略)

八 岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

2 前提事実(当事者間に争いのない事実、文中掲記の各証拠及び審理の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 申請人

申請人は、砂利採取、採石業等を目的として、平成10年11月4日に設立された有限会社であり、平成14年10月30日、処分庁から岩石採取業の登録(福岡工採第789号)を受けている者である(甲1)。

(2) 申請人による申請と処分庁による処分

ア 申請人は、平成15年1月9日頃、処分庁に対し、法33条に基づき、次のとおり、岩石採取計画の認可申請(以下「本件認可申請」という。)をした(乙4、甲1)。

(ア) 岩石採取場の区域 筑紫郡那珂川町大字○○字●●△△△番地▲外  
6筆

全体面積 61,638.86㎡

今回採取面積 10,574.15㎡

(イ) 採取する岩石及び数量 真砂土 80千トン(千トン/年)

これに対し、処分庁は岩石採取計画認可申請書審査記録に基づき、本件認可申請の審査を行い、申請人に対し、申請書の記載等に関する補正を促した(乙4)。

イ 申請人は、平成15年1月24日付けで、福岡県知事に対し、森林法

(昭和26年法律第249号)10条の2第1項に基づく林地開発許可申請をした(以下「本件林地開発許可申請」という。甲2)。そのうち、本件認可申請における岩石採取場及び岩石採取場から公道までの通路部分の一部が同項の「地域森林計画の対象となっている民有林」であり、本件認可申請に係る行為は、同項の「開発行為」に当たるため、本件認可申請は省令8条の15第2項8号の「岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするとき」に該当した。

ウ 申請人は、処分庁から受けた本件認可申請に係る補正事項につき、補正を行った上で、平成15年3月17日付けで、処分庁に対し、本件認可申請書を提出した。処分庁はこれを受理し認可予定番号を申請人に交付した(甲1)。

エ 福岡県知事は、申請人に対し、平成27年10月9日付けで、本件林地開発許可申請につき、不許可の理由を「森林法第10条の2第1項及び森林法施行規則(以下「規則」という。)第4条第1号により県知事へ提出が義務付けられている開発行為に関する計画書について、福岡県森林法施行細則第2条の規定に基づき審査した結果、必要な書類の提出がないことから、規則第4条第1号に規定されている開発行為に関する計画書の要件を満たしていないと認められるため」として、不許可の処分をした(以下「本件林地開発不許可処分」という。甲6)。

オ 処分庁は、申請人に対し、平成27年10月9日付けで、根拠法令を「採石法第33条の4」、理由を「林地開発許可を受けることができないため」として、本件認可申請を不認可とする処分をした(27工第1535号。以下「本件不認可処分」という。甲5)。

### (3) 本件裁定申請等

申請人は、平成27年11月24日、公害等調整委員会に対し、本件不認可処分に関し、法39条1項に基づき本件裁定申請をした。

申請人は、平成27年11月17日、福岡県知事に対し、本件林地開発不許可処分に関し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの。）6条に基づき異議申立てをした（甲10）。この異議申立てに対しては、平成28年5月24日付けで棄却決定がされた（乙14）。

### 3 当事者の主張

#### (1) 申請人の主張

ア 本件不認可処分の理由として「林地開発許可を受けることができないため」と記載しているが、申請人は処分庁に対し再三にわたり審査と処分をお願いしてきたが処分庁は何ら対応せず、処分庁は申請人に対し、補正等を求めたことはなく、本件林地開発許可申請とともに約13年間放置しており、申請人の公文書開示請求をきっかけに処分を行ったもので、その処分理由は約13年間申請を放置したことの不作為隠蔽のために行われたものであって、行政手続法7条（申請に対する審査、応答）や同法11条（複数の行政庁が関与する処分）に違反する。

イ 本件不認可処分には根拠法令として「採石法第33条の4」と記載しているが、同規定は他人の危害や施設の損傷、その他の産業の利益・公共の福祉に反する許可の基準を設けたものであり、当該理由とは全く関係のない虚偽の記載である。

#### (2) 処分庁の主張

岩石の採取に際して採取計画の認可とともに他法令（例えば自然公園法、森林法等）の許可を受ける必要がある場合、他法令は岩石の採取についての権限を付与する規定であり、法33条の4による採取計画の認可とは全く別個に判断される性質のものであるが、これらの許可を受けることができない又は受ける見込みがないときは実質上岩石の採取を行うことができず、同条による認可をしても無意味となるので（乙7「逐条解説採石法」）、このよ

うなときには、同条により岩石採取計画を不認可とすべきものと解される（省令8条の15第2項8号参照）。

本件認可申請にあたっては、森林区域の開発行為を行うための林地開発許可を受ける必要があったが、申請人からこの点に関する補正書類の提出はなく、本件林地開発許可申請は不許可とされた。したがって、処分庁は、本件不認可処分をした。

### 第3 当裁定委員会の判断

1 証拠（本文掲記の各証拠）及び審理の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 福岡県の担当者と申請人代表者Aは、平成15年から平成17年にかけて、本件林地開発許可申請に関し、複数回、打合せ等を行っていた（乙1ないし3，10の1から4まで）。
- (2) 上記のほかに、処分庁と申請人との間において、本件認可申請後、補正等を促すなどの具体的なやり取りはなく、特に本件認可申請に関しては、前提事実のほかに補正を促す具体的なやり取りはなかった。

また、上記(1)以後、申請人が平成27年9月頃に、処分庁に対し本件認可申請に係る書類の公文書開示請求を行うまでの間（甲3），申請人と福岡県の担当者間で具体的なやり取りは行われていなかった。

2 本件不認可処分の違法性の判断

前提事実及び前記認定事実によれば、申請人は、本件認可申請に際し、法33条の3第2項、省令8条の15第2項8号により、林地開発許可を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面を提出する必要があったところ、処分庁は、申請人が本件林地開発許可申請を行ったことをもって、必要な林地開発の許可を受ける見込みに関する書面の提出があったと判断し、本件認可申請を受理したことが認められる。そして、前記1(2)のとおり、処分庁と申請人との間で本件認可申請に関し補正を促す等の具体的なやり取りはなかった

ことからすると、他に補正事項があったことはうかがわれない。そうすると、処分庁は、遅滞なく本件認可申請の当否についての審査を開始し、合理的期間内にその認可又は不認可の判断をすべきであったというべきである（行政手続法6条、7条及び9条参照）。

この点、処分庁は、岩石の採取に際して採取計画の認可とともに他法令（森林法等）の許可を受ける必要がある場合（省令8条の15第2項8号）において、当該許可を受けることができないとき又は受ける見込みがない場合に岩石採取計画は不認可とすべきであり（乙7）、本件では本件林地開発許可申請が補正中であって、補正を回復する見込みがないことを理由として本件林地開発許可申請は不許可とされたため、上記解釈を前提として、本件認可申請に関し、不認可の決定をした旨を主張する。

しかしながら、岩石採取計画認可申請と林地開発許可申請とは、そもそも、本来別個の手続であるから、たとえ岩石採取に際して採取計画の認可とともに林地開発許可を受ける必要がある場合（省令8条の15第2項8号）であっても、提出された岩石採取計画申請が形式的な要件を具備した状態となった時点以降は、処分庁は、林地開発許可申請の許可又は不許可の結論に関わらず、法33条の4に規定する要件を審査の上、認可又は不認可の判断をすべきである（行政手続法11条参照）。ただし、上記の場合においても、林地開発許可申請が不許可となり、かつ、その不許可処分が不服申立てもできない状態となった（確定した）場合には、もはや岩石採取計画の認可申請は事業として実現可能性がなくなるから、そのことを理由として不認可の判断をすることは法33条の4が許容するものと解するのが相当である。なぜならば、ある目的を達成するために処分要件を異にし、独立した不服の対象となるべき甲、乙各申請に係る各許認可が関連する場合において、甲申請の判断を乙申請に対する拒絶処分に依存させたときは、甲申請に対する拒絶処分は、乙申請に対する上記処分が確定するまで内容的には確定しないのに、形式的には独立して確定すること

になりかねず、また、甲申請に関する処分要件自体は充足されている場合であっても、乙申請に対する上記処分に不服のある申請者は、甲申請及び乙申請に対する各拒絶処分に対して不服を申し立てざるを得なくなるなど、不安定な立場に置かれるからである。

これを本件についてみると、本件認可申請に係る岩石採取行為に関しては本件林地開発許可が必要となるが（前提事実(2)イ）、本件不認可処分は本件林地開発不許可処分と同日付けでされているのであるから、本件不認可処分に当たり、本件林地開発不許可処分が確定していたということはできない。そうすると、処分庁としては、本件林地開発許可申請の結論に関わらず、本件認可申請について法33条の4に規定する要件の審査をすべきものであり、単に「林地開発許可を受けることができないため」として本件認可申請を不認可としたことは違法というべきである。なお、現時点（審理終結日である平成28年7月27日）においても、本件林地開発不許可処分に対する異議申立てに対する棄却決定がされているものの、同決定に対する取消訴訟の出訴期間経過前であることからすれば、本件林地開発不許可処分が確定したということはできない。

### 3 結論

以上のとおり、その余の点を判断するまでもなく、本件不認可処分は、違法であるから、その取消しを求める本件裁定申請には理由がある。

よって、主文のとおり裁定する。

平成28年8月30日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 富越和厚

裁定委員 高橋 滋



裁定委員 山崎 勉